

郡山市立橋小学校いじめ防止基本方針

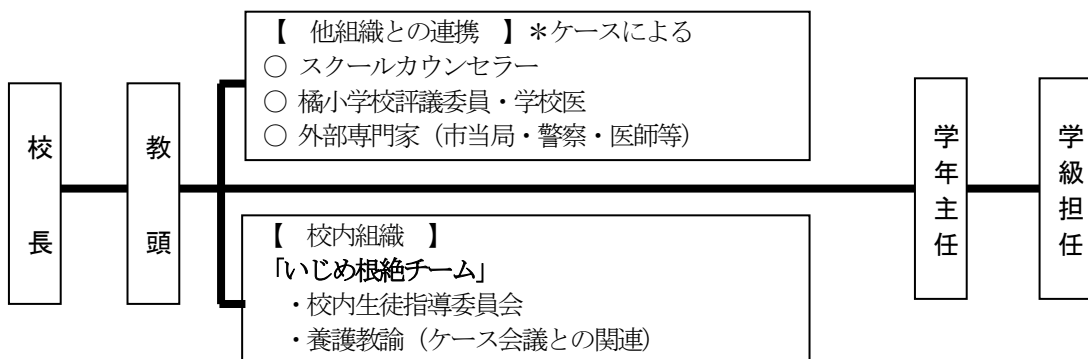
1 目標

- 「いじめ防止対策推進法（第13条）」における「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」の規定を踏まえながら、「いじめは許されない」という理解をもとにいじめのない学級・学校づくりを形成する。
- 「いじめ防止対策推進法（第3条：基本理念）」における「いじめ」への対策の意義について十分に理解し、「いじめの絶無・いじめによる心身に及ぼす影響の理解・生命及び心身を保護すること」を中核にした「いじめ対策」に常時取組まれるような校内体制の強化と改善に努める。

2 「いじめの定義」について

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より：平成25年6月28日）」

3 組織



4 方針

- 「いじめ防止」のために、取り組み内容、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修による防止、早期発見、対処等の包括的な取組方針や指導内容のプログラム化を図る。
- 「いじめ対応」に係る教職員の資質能力向上を図る取り組み対処方法を年間計画により具体的に設定し、PDCAサイクルを見通した運営及び実施ができるようにする。

5 「いじめ」防止対策・「いじめ」への対応

「いじめ」防止対策

- 「いじめ」防止のポイント
 - ・ 「いじめに向かわない態度・能力の育成」「望ましい集団づくり（学級づくり）」「自己有用感・自己肯定感が育まれる環境づくり」「児童自らいじめを学ぶ取り組みの推進」
- 「いじめ」早期発見のポイント
 - ・ 児童の様相や態度等の変化についての教職員間による情報交換及び共有
 - ・ 定期的なアンケート調査や教育相談、チェックシートを活用、保健室や相談室の利用、生活ノートや日記等による日常の観察、個人面談や家庭訪問による機会や場の確保。

年間実施計画		
月	生徒指導	各種調査等
4	生徒指導全体会 ・ 校内及び校外の生活指導の共通理解、指導の徹底	学籍統計 … 欠席状況確認 長欠調査 … 各月
5	↓ ・ 諸問題における担当者会議 ○ 生徒指導事例研究会 ・ 要支援児童の共通理解と支援体制の確認	I 心・生活アンケート調査 ・ いじめのサイン発見シート配布（保護者） ・ 集計、分析 ・ SC、養護教諭との連携
7	○ 夏季休業中の生活指導の徹底	
11	○ 教育相談の実施 ・ 全保護者との2者面談より深い児童理解及び家庭との連携	II 心・生活アンケート調査 ・ 集計、分析 ・ SC、養護教諭との連携
12	・ 冬季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	
2	○ 年間実施計画の見直しと改善 ・ 教育課程編成会議等による担当者会議	III 心・生活アンケート調査 ・ 集計、分析 ・ SC、養護教諭との連携
3	・ 学年末休業中の生活指導の徹底	

関係団体・関係機関等の連携組織	
○ 橋小学校父母と先生の会	○ 橋小学校学校評議員
○ 青少年健全育成橋地区協議会	○ 橋地域公民館学習ボランティア
○ 郡山警察署古舘交番	○ 橋地区交通安全母の会
○ SC ○ SSW	○ 郡山市総合教育支援センター（巡回相談員）

日常的ないじめ防止のポイント	
○ わかる授業づくり … すべての児童の授業への参加や活躍できる場の設定。	○ 学習態度の指導 … 授業中の発表の仕方、聞き方、姿勢等の指導
○ 教師の言動の点検 … 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動（いじめを助長）	

